

滋賀県貿易実態調査 Q&A

1 この調査について

【回答の必要性】

Q 1 この調査への回答は義務でしょうか？

A 1 この調査は統計法に基づく届け出をして滋賀県が実施している調査ですが、回答は任意です。県内の事業所（工場等）で製造されたものについて、海外からどれだけ材料を輸入し、輸出しているかを毎年追跡調査していますので御協力をお願いいたします。

Q 2 輸出入は一切していませんが、回答は必要ですか？

A 2 輸出入をされていない企業がどれくらいあるのかについても調べていますので、「なかった」として御回答をお願いいたします。

【対象者の選定】

Q 3 この調査の対象者はどのように選んでいますか？

A 3 総務省統計局の「事業所母集団データベース」を利用して、滋賀県内の製造業者のうち従業者数 30 名以上の事業所を対象者としています。

（「事業所母集団データベース」は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項に基づいて整備されるもので、経済センサスなどの各統計調査の結果と行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記情報等）を統合し、経常的に更新を行い、全ての事業所・企業情報を捕捉し、最新の情報を保持するデータベースとなっています。）

【社名の公表】

Q 4 社名などは公表されるのでしょうか？

A 4 各企業が特定されない統計データのみを公表し、企業名は公表しません。滋賀県のHPで過去の調査結果を公表していますのでご確認ください。

県HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syogyou/10848.html>

2 調査票への記入方法について

① 事業者情報の記入方法について

【大企業・中小企業の区別】

Q 5 大企業または中小企業はどう区別するのでしょうか？

A 5 製造業の場合、中小企業とは「資本の額が 3 億円以下または常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業」です。

【本社か事業所か】

Q 6 企業名、事業所所在地、資本金、従業員数、年間総生産額、電話番号は、本社の情報を記入するのでしょうか？

A 6 企業名・事業所所在地は、今回調査をお願いしている事業所・工場について記載してください。資本金・従業員数・年間総生産額は会社全体の情報を記入してください。電話番号は、記入していただいた方につながる番号を記入してください。

【従業員数】

- Q 7 従業員数とはどの時点の人数でしょうか？契約社員やパート、出向社員、アルバイトも含むのでしょうか？
- A 7 記載時点での常用雇用者の数を御記入ください。常用雇用者とは、期間を定めずに、または1か月以上の期間を定めて雇用している人を言います。

② 輸出入額の記入方法について

【輸出入有の対象】

- Q 8 輸出入有の対象になるのは、完成製品のみですか？
- A 8 完成製品だけでなく、部品や原材料の輸出入も対象になります。
部品を輸出し、海外拠点の工場で生産した製品を輸入している場合は、輸出・輸入とも有になります。
- Q 9 伝票上は県内の事業所・工場で購入している材料が、実際には海外の工場で製造されている場合は？
- A 9 物理的な取引がない場合は、輸出入無として御記入ください。
- Q 10 親会社や国内の別の企業に出荷した製品や原材料が、その後海外へ輸出されている場合は？
- A 10 親会社や商社等を経由して輸出している場合も輸出入有として記入してください。
製造を下請している場合など、取引上国内企業への出荷である場合は輸出入無として記載してください。
- Q 11 他府県の事業所・工場で購入した製品・原材料を、滋賀県内の事業所・工場にも配送を受けています。この配送分は輸入に含むのでしょうか？
- A 11 滋賀県内の事業所との売買関係がなく、単に配送を受けている場合は対象外になります。

【輸出入額を調べられない】

- Q 12 流通が複雑であり、輸出入額を調べるのが困難な場合は？
- A 12 どうしても難しい場合は、可能な範囲で記入していただければ結構です。
- Q 13 輸出入の作業は事業所・工場で行っているが、本社でしか金額は把握していない場合は？
- A 13 大変お手数ですが、本社へお問い合わせ頂き、御回答をお願いします。
- Q 14 商社を通じて輸出入しているが、仕向地別の詳細な金額は把握していない場合は？
- A 14 どうしても不明な場合は、その旨を空欄スペースに御記入ください。